

# 石綿を含む廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の

## 一部を改正する省令案（概要）

### 1．背景

石綿による健康被害が顕在化する中、その飛散防止対策が喫緊の課題となっている。中でも、建築物の解体等に伴い発生する石綿を含む廃棄物の適正処理の確保が極めて重要である。

このため、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する石綿を含む廃棄物の高度な技術による無害化処理の促進・誘導を行うため、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 5 号）により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）を改正し、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に国が認定し、認定を受けた者については、廃棄物処理業及び施設設置に係る許可を不要とするという制度（以下「無害化処理認定制度」という。）を創設したところである（平成 18 年 2 月 10 日公布）。

また、こうした無害化処理認定制度を創設する一方で、石綿を含む廃棄物については、科学的知見によると、1,500 度以上で溶融することで無害化処理することができるとされているところであり、従来の廃棄物処理法に則った都道府県知事による許可制度で適切な処理工程を示すことが可能である 1,500 度以上で溶融処理する施設については、適切に構造・維持管理基準等を整備し、従来の許可制度を用いて石綿を含む廃棄物の適正処理を推進していく必要がある。

こうしたことを受けて、無害化処理認定制度に係る無害化処理認定制度の対象となる廃棄物や無害化処理の用に供する施設の基準を規定する等の措置や従来の許可制度に係る溶融施設の基準等の策定等を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正することとした。

### 2．改正内容

#### （1）無害化処理認定制度

無害化処理認定制度については、以下の ~ の事項について規定する。

無害化処理認定制度の対象となる廃棄物について

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物であって、この無害化処理認定制度の対象とすることで迅速かつ安全な無害化処理が促進されると認められる廃棄物を対象とする。具体的には、工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる廃棄物でアスベストをその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する一般廃棄物（以下「アスベスト含有一般廃棄物」という。）、工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる廃棄物でアスベストをその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する産業廃棄物（以下「アスベスト含有産業廃棄物」という。）及び廃石綿等とする。

無害化処理認定に係る基準について

無害化処理認定に係る基準として、次の基準を定める。

#### ア 無害化処理の内容の基準

- (ア) 当該処理により、迅速な無害化処理が確保されること。
- (イ) 処理する廃棄物を環境大臣が定める基準に適合する性状にすることが確実にできると認められるものであること。
- (ウ) 受け入れる廃棄物の全てを無害化処理の用に供する施設に投入すること。
- (エ) 設置に関する計画及び維持管理に関する計画が生活環境保全及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年環境省令第35号。以下「施行規則」という。）第4条の2（第12条の2の2）に規定する周辺施設について適正な配慮がされたものであること。
- (オ) 廃棄物の飛散防止、悪臭の飛散防止等生活環境保全上の支障を防止するための基準を遵守すること。  
とする。

#### イ 無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準

- (ア) 廃棄物処理業の許可に係る欠格要件と同様の欠格要件に該当しない者であること。
- (イ) 生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
- (ウ) 無害化処理が確実にできるよう受け入れる廃棄物の性状の確認及び管理並びに施設の運転管理を行うことができる者であること。
- (エ) 当該施設が一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）である場合には、施行規則第4条の5（第12条の7）に規定する維持管理の基準に従い、維持管理をすることができる者であること。
- (オ) 無害化処理を的確に行うことが可能な知識及び技能を有する者であること。
- (カ) 無害化処理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有する者であること。
- (キ) 無害化処理を自ら行う者であること。
- (ク) 不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しないこと。  
等とする。

#### ウ 無害化処理の用に供する施設の基準

- (ア) 施行規則第4条（第12条の2）に規定する技術上の基準に適合していること。
- (イ) 申請書に記載された処理能力を有すること。
- (ウ) 生活環境の保全及び施行規則第4条の2（第12条の2の2）に規定する周辺の施設について適正な配慮がされたものであること。  
等とする。

#### 無害化処理認定の申請について

無害化処理認定に係る申請書の記載事項等は、廃棄物処理法に定める事項のほか、以下のとおりとする。

#### ア 無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項

- (ア) 施設の位置、処理方式、構造及び設備
  - (イ) 排ガスや排水の量及び処理方法
  - (ウ) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する事項
- 等

イ 維持管理に関する計画に関する事項として記載すべき内容

- (ア) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
  - (イ) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
- 等

ウ その他記載すべき事項

- (ア) 許可を取得している場合はその事業の範囲、施設の種類
  - (イ) 廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
  - (ウ) 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
  - (エ) 積替え又は保管に関する事項（所在地、面積、廃棄物の種類等）
  - (オ) 申請者が未成年者である場合には法定代理人の氏名及び住所
  - (カ) 申請者が法人である場合には、廃棄物処理法第7条第5項第4号リ（第14条第5項第2号ニ）に規定する役員の氏名及び住所、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
  - (キ) 使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- 等

エ 申請書に添付する書類

- (ア) 事業計画の概要を記載した書類
- (イ) 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図
- (ウ) 申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合は使用権原を有すること）を証する書類
- (エ) 工事の着工から使用開始に至る具体的な計画書
- (オ) 施設の処理能力の10分の1以上の規模（上限20トン/日）の設備を用いて行った実証試験に関する書類であって、環境大臣が定めるもの
- (カ) 無害化に係る科学的因果関係を説明する書類
- (キ) 業又は施設の設置許可を取得していれば許可証の写し
- (ク) 施行規則第9条の2第2項第4号から第14号に規定する書類

生活環境影響調査について

認定に係る申請書には、廃棄物処理法第8条第3項（第15条第3項）の書類と同じ記載事項の書類を添付することとする。

その他

認定証の記載事項、事業等の廃止及び変更の届出の手續等並びに無害化処理を行った廃棄物の種類及び数量等環境大臣への報告書の記載事項について規定する。

(2) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設について

廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設の産業廃棄物処理施設への追加等について

産業廃棄物処理法第15条第1項に基づく施設の設置許可の対象施設に、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設を追加する。

溶融処理施設に係る基準

石綿含有産業廃棄物等の溶融施設に係る基準として、溶融施設の技術上の基準及び溶融施設の維持管理の技術上の基準を定める。

ア 溶融施設の技術上の基準

- (ア) 外気と遮断された状態で石綿含有産業廃棄物等を溶融炉に投入することができる供給装置があること。ただし、溶融中に投入することができない施設はこの限りでない。
- (イ) 石綿含有産業廃棄物等を摂氏 1,500 度以上の状態で溶融することができること。
- (ウ) (イ)の温度を保ちつつ石綿含有産業廃棄物の溶融に必要な滞留時間を保つことができるものであること。
- (エ) 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。
- (オ) 溶融炉内の温度を間接的に把握できる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ記録するための装置が設けられていること。(ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられる場合は、この限りでない。)
- (カ) 生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)を設置すること。
- (キ) 溶融処理生成物の流動状態が確認できる設備があること。
- (ク) 溶融炉に投入するために必要な前処理用破碎設備に係る基準を遵守すること。
  - (a) 破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。
  - (b) 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合はこの限りではない。
  - (c) 粉じんの飛散を防止するために、集じん器(粉じんを除去する高度な機能を有するものに限る。)及び散水装置その他必要な装置があること。

イ 溶融処理施設の維持管理の技術上の基準

- (ア) 溶融中に石綿含有産業廃棄物等を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。
- (イ) 投入された石綿含有産業廃棄物等の温度をすみやかに摂氏 1,500 度以上と

し、その温度を保つこと。

- (ウ) 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を規則すること。ただし、ア(オ)ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。
- (エ) 排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (オ) 溶融処理生成物で石綿が検出されないことを確認するための試験を6月に1回以上行い、かつ、記録すること。
- (カ) 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
- (キ) 排出ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- (ク) 火災防止のための必要な措置を講じるとともに、消火設備を備えること。
- (ケ) 溶融炉に投入するために必要な前処理用破碎設備に係る以下の基準を遵守すること。
  - (a) 破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。
  - (b) 飛散防止のために必要な措置を講ずること。
  - (c) 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
  - (d) 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。

#### その他

石綿含有産業廃棄物等の溶融施設の維持管理に関し、処分した石綿含有産業廃棄物及び廃石綿等の種類及び数量等の記録事項、許可を要しない軽微な変更に関し、石綿含有産業廃棄物等の溶融施設の溶融炉等の変更は軽微な変更としないこと等について規定する。

#### (3) 石綿含有産業廃棄物の保管基準について

通常の産業廃棄物に係る排出事業者の保管基準に加え、保管場所においてその他の物と混合することがないこと及び覆い、梱包等の飛散防止措置を講じることが規定する。

#### (4) 石綿含有廃棄物等に関する情報の伝達について

帳簿、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとし、これに伴う様式改正を行う。

石綿含有廃棄物等を埋め立てた場所がわかる図面を作成し、最終処分場の廃止までの間保存することとする。

埋立処分の終了の届出の際に石綿含有廃棄物等が含まれる旨を記載することとする。また、届出の際には、石綿含有廃棄物等が埋め立てられている位置を示す書類を添付することとする。

最終処分場の廃止の確認申請の際に、石綿含有廃棄物等が埋め立てられている場合はその旨を記載することとする。また、当該申請の際に添付する書類に、石綿含有廃棄物等が埋め立てられている位置を示す書類を追加する。

廃棄物処理法第 15 条の 18 に規定する指定区域台帳に記載する事項に、地下にある廃棄物が石綿含有廃棄物等を含む場合は、当該石綿含有廃棄物等に関する事項を記載すること。また、指定区域台帳に添付する書類に石綿含有廃棄物等が埋め立てられている位置を示す書類を追加する。

土地の形質変更を行う際に、石綿含有廃棄物等の飛散による生活環境保全上の支障が生じるおそれがないようにするための必要な措置を講じていない場合は、土地の形質変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができることとする。

( 5 ) その他

その他法改正や上記改正に伴って必要となる規定の整備等を行う。

3 . 経過措置

- ( 1 ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令において廃棄物処理法第 15 条の許可を受けたものとみなされた産業廃棄物の処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準について、必要な経過措置を設ける。
- ( 2 ) 施行の際現に埋め立てられている石綿含有廃棄物については、2 ( 4 ) ~ の措置について、従前の例による。
- ( 3 ) マニフェストについて廃棄物処理法第 12 条の 3 第 6 項の適用の猶予を平成 20 年 4 月 1 日までとするとともに、報告書の様式について産業廃棄物の排出量を追加する等の改正を行う。

4 . 施行期日

施行日は、平成 18 年 10 月 1 日とする。ただし、2 ( 1 ) については、平成 18 年 8 月 9 日とする。